

平成21年度第1回石狩市過疎地有償運送運営協議会 会 議 次 第

◆日時：平成21年12月22日（火） 10:00～

◆場所：石狩市役所401会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 主宰者挨拶
- 4 委員紹介
- 5 過疎地有償運送の概要及び過疎地有償運送運営協議会について・・・資料1
- 6 議 題
 - (1) 厚田区の過疎地有償運送の必要性について・・・資料2
 - (2) 特定非営利活動法人「あつたライフサポートの会」の過疎地有償運送の登録申請について・・・資料3・資料4・資料5
- 7 その他
- 8 閉 会

役職	氏名	選任区分	肩書
委員	佐々木 隆哉	石狩市長が指名する職員	石狩市企画経済部長
委員	櫛引 勝己	石狩市長が指名する職員	石狩市保健福祉部福祉総務課長
委員	田岡 伸義	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	ダイコク交通株式会社取締役業務部長
委員	澤田 純一	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	新厚ハイヤー有限会社常務取締役
委員	有路 剛	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	北海道中央バス株式会社札幌事業部次長
委員	佐藤 薫	地域住民の代表	一般公募
委員	小林 篤	札幌運輸支局長が指名する職員	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官
委員	林 輝	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	全自交北海道地方連合会ダイコク交通労働組合書記長

過疎地有償運送の概要及び過疎地有償運送運営協議会について

**平成 2 1 年 1 2 月
石狩市企画経済部**

1 過疎地有償運送の概要について

(1) 過疎地有償運送とは

道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の一つである過疎地有償運送は、市町村運営有償運送と福祉有償運送とともに、国土交通大臣の登録により、自家用自動車を使用して、有償で旅客の運送を行うものであります。

過疎地有償運送は、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域その他これに類する地域において、バス・タクシーなどの公共交通機関では、住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、特定非営利活動法人（NPO法人）などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲内）の対価により、自家用自動車を使用して、当該NPO法人などの会員に対し、行う輸送サービスであります。

(2) 過疎地有償運送の登録要件について

過疎地有償運送を行うには、国土交通大臣の登録が必要であり、その登録に当たっては、法令で定められた要件（運行主体・運行区域・運送対象者・運転者要件・使用車両・運送の対価・運行管理体制など）を満たす必要があります。

その登録要件の一つとして、「市町村が主宰し、関係者で構成された過疎地有償運送運営協議会の合意※」が必要となります。

※ 過疎地有償運送運営協議会の合意とは、下記の事項を協議して、調整が調うことであります。

- その地域の輸送状況等から、申請者が行う過疎地有償運送が必要であるのか（他の公共交通機関では不十分であるのか）
- 法令で定める基準に照らして利用者から収受する料金が適当であるか

2 過疎地有償運送運営協議会について

(1) 過疎地有償運送運営協議会の設置

厚田区で活動する特定非営利活動法人（NPO法人）が、平成22年4月から、道路運送法による過疎地有償運送の事業開始の意向があるため、道路運送法施行規則第51条の8の規定に定められた運営協議会の委員構成に基づき、本市において、石狩市過疎地有償運送運営協議会を設置いたしました。

【参考資料 石狩市過疎地有償運送運営協議会設置要綱】

（目的）

第1条 石狩市過疎地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、石狩市の過疎地域その他これに類する地域における住民の福祉の向上又は交通不便の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、過疎地有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他過疎地有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（過疎地有償運送に限る。）の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新および法第79条の7第1項の規定に基づく変更更新を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、過疎地有償運送のサービス内容その他過疎地有償運送に関し協議が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 石狩市長が指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 札幌運輸支局長が指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 石狩市内において現に過疎地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体の代表
- (7) 学識経験を有する者その他の協議会の運営上市長が必要と認める者

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長を置き、石狩市長が指名する職員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席委員の総意で決定することとする。ただし、協議が調わない場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局へ申請を行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画経済部企画調整課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

厚田区の過疎地有償運送の必要性について

**平成 2 1 年 1 2 月
石狩市企画経済部**

1 石狩市厚田区の現状

石狩市厚田区は、平成17年10月1日の石狩市・旧厚田村・旧浜益村の3市村による市町村合併において、市民の意思を反映した地域づくりを行うため、旧厚田村区域に設置された地域自治区であります。

厚田区域の面積は、292.84km²であり、その区域の多くを山林が占めて、これらを源とする複数の河川が日本海へ注がれており、その流域に集落が形成されております。

現在の厚田区の集落は、合計10の集落から成り立ち、地域の日常生活圏を形成しており、この10集落を地区別に分けますと、3地区に集約されます。

厚田区の基幹産業は、農業・漁業の一次産業であり、これらの産業が地域経済の主要な基盤を成しております。

今年10月1日現在の厚田区の3地区の人口は、下記の表のとおりとなっておりますが、昭和25年の6,722人をピークに人口が減少しており、若年層の流出、基幹産業の低迷などにより、今後、さらに人口減少と高齢化が進むことが予想されます。

【別紙 「厚田区地区別高齢者（65歳以上）比率図面」参照】

(平成21年10月1日現在)

	全人口	内65歳以上	高齢化率
厚田地区	969人	389人	40.14%
望来地区	686人	245人	35.71%
聚富地区	803人	187人	23.29%
厚田区合計	2,458人	821人	33.40%
(参考)			
石狩市全域	61,195人	13,407人	21.91%

2 石狩市厚田区の公共施設などの現状

厚田区の公共施設は、主に厚田地区に集中しており、特に医療機関は、厚田地区1箇所のため、厚田区域外の病院へ通院する区民も見受けられる状況となっております。

厚田地区以外の地区では、会館などの施設が点在している状況となっております。

【別紙 「区内バス停・公共施設図面」 参照】

区域	公共施設等
厚田地区	厚田支所・総合センター・特別養護老人ホーム・憩の家・あつた中央クリニック・厚田スポーツセンター
望来地区	望来コミュニティセンター・寿の家・古潭会館
聚富地区	虹が原会館・聚富会館

3 厚田区の公共交通機関の現状

厚田区の公共交通機関は、国道231号線を通過する路線バスが中心であり、その他の交通機関は、市が運行するスクールバスへの有償混乗（発足線：厚田中学校～発足を循環）と、厚田区内にあるタクシー1事業者であります。

国道231号線の路線バスについては、高速便なども含めて、一定の便数はあるものの、特に、望来地区・聚富地区の国道231号線から離れた地域の集落にあっては、居宅から国道231号線の最寄りのバス停留所までは、かなりの距離がありますが、交通手段がない状況であります。

また、厚田区内のタクシー事業者が保有するタクシー台数が1台のため、重複した需要には対応が困難な状況となっております。

(1) 路線バスの現状

① 北海道中央バス株式会社運行

路線名	始発・最終停留所	厚田区域のバス停留所	運行本数
札幌線	札幌ターミナル～浜益区幌	トーメン団地入口、戸田墓園入口、厚田支所など 全24箇所	1往復
札幌線	札幌ターミナル～厚田支所	トーメン団地入口、戸田墓園入口、厚田支所など 全23箇所	札幌発5便 厚田発4便
るもい号	札幌ターミナル～留萌ターミナル（冬期間運休）	望来坂上、戸田墓園入口、厚田支所	1往復

② 沿岸バス株式会社運行

路線名	始発・最終停留所	厚田区域のバス停留所	運行本数
札幌線特急 はぼろ号	札幌駅前ターミナル～羽幌本社 ターミナル	厚田支所	1往復

③ 市運行（スクールバス一般混乗）

路線名	始発・最終停留所	運行本数
発足線	厚田中学校～発足（循環バス）（土日祝運休）	6 便

(2) タクシー事業者の現状

会社名	車両所有台数
新厚ハイヤー有限会社	1 台

4 過疎地有償運送の必要性

厚田区は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けており、人口が約 2, 4 0 0 人強の地区であります。

現在の厚田区の公共交通機関は、前述のとおり、国道 2 3 1 号線を通過する路線バスがメインであり、その他の交通手段は、市が運行するスクールバスへの有償混乗とタクシー 1 事業者のみとなっております。

厚田区の医療機関は 1 箇所であり、石狩市花川地域・札幌市の医療機関へ通院する厚田区民も多く、前述のとおり、望来地区・聚富地区の区民において、高齢などにより自動車の運転が困難な者にとっては、居宅から最寄りのバス停留所までの距離がかなりあるため、交通手段の確保は十分なものといえないのが現状であります。

また、高齢者クラブの会合にあっては、路線バスの運行時間帯以外に開催する場合も多く、会合の拠点である各会館までの交通手段の確保についても、区内のタクシー事業者の実情から、十分なものと言えない現状でもあります。

このことから、公共交通機関の輸送サービスの供給量が、地域住民の需要量に対して十分に提供されていないものと判断し、市としては、厚田区では、交通手段の確保のため、道路運送法の過疎地有償運送は、必要なものと考えております。

厚田区 地区別高齢者 (65歳以上) 比率図面



日本海

厚田区域

濃昼 67%
9人中 6人

国道231号線

発足

厚田地区

40%

安瀬 63%

16人中 10人

厚田 45%

623人中 278人

別狩 30%

321人中 95人

小谷 22%

96人中 21人

古潭 51%

69人中 35人

嶺泊 49%

39人中 19人

望来 35%

482人中 170人

望来地区

36%

聚富地区

23%

聚富 32%

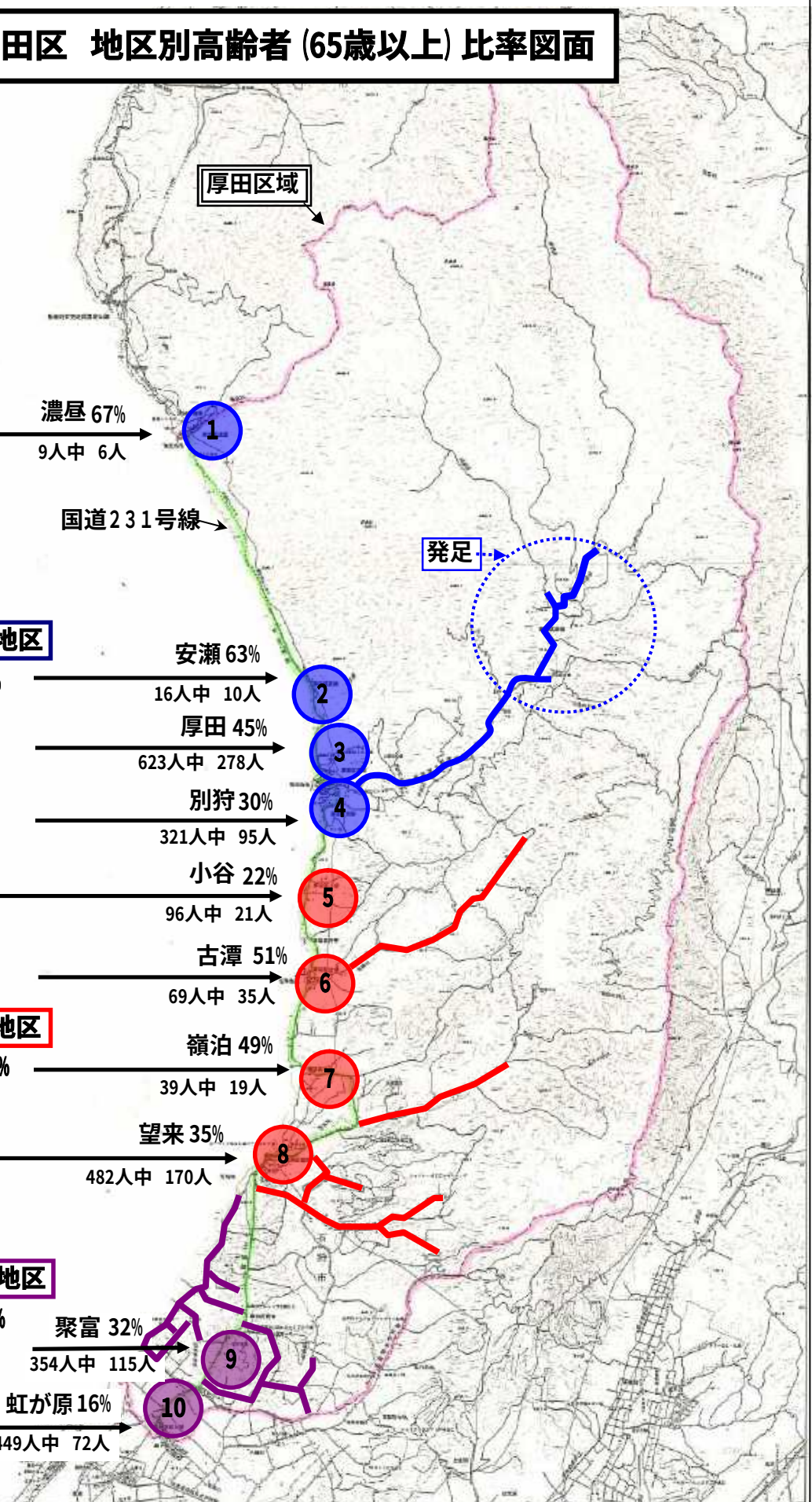
354人中 115人

虹が原 16%

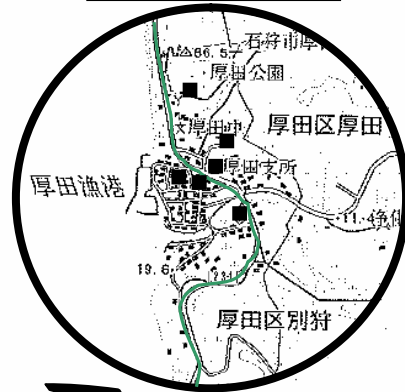
449人中 72人

厚田区
全体

33.4%



- 厚田市街地拡大図**



国道231号線

日本海

厚田

12km

19km

望来

7km

聚富

あつたライフサポートの会 過疎地有償運送事業 規定・料金表

○規 定

1. 利用はあつたライフサポートの会員として登録された厚田区民とする。
2. 予約制とし、原則、利用3日前まで電話にて受け付けするものとする。
3. 予約及び予約の変更、取り消し、苦情はコーディネーターが対応する。
4. 対価は料金表に基づくものとする。
5. 待機料金（バス到着までの待ち時間等）は徴収しないものとする。
6. 運送地等の制限
 - (1) 運送区域は厚田区内のみとする。
 - (2) 運送先は、利用者の居宅から最寄のバス停留所、最寄の集会施設及び高齢者福祉施設までとする。

○料 金 表

1. 料金

- (1) 料金は別紙料金表のとおりとする。なお、料金の算出基準は、1キロ単位とし、料金の内訳は燃料代・人件費とする。但し、厚田地区タクシー料金の半額を上限とする

例）運送距離4 kmと5 kmの場合の片道料金

	燃料代・人件費	タクシー半額	片道料金
4 km	6 2 3 円	5 8 5 円	5 5 0 円
5 km	6 6 7 円	7 0 5 円	6 5 0 円

※ 片道料金は50円単位とする

- (2) 料金は車両一台にかかる料金であり、乗合による利用であっても同額とする。

例）運送距離4 kmの片道料金

一人で利用した場合 ⇒ 5 5 0 円

複数で利用した場合 ⇒ 5 5 0 円

別紙

あつたライフサポートの会
過疎地有償運送事業 料金表

運送キロ数	料金		1/2 割引料金
1 Km まで	250	円	265 円
2 Km まで	300	円	305 円
3 Km まで	450	円	465 円
4 Km まで	550	円	585 円
5 Km まで	650	円	705 円
6 Km まで	700	円	825 円
7 Km まで	750	円	945 円
8 Km まで	800	円	1,065 円
9 Km まで	850	円	1,225 円
10 Km まで	900	円	1,345 円
11 Km まで	950	円	1,465 円
12 Km まで	1,000	円	1,585 円
13 Km まで	1,050	円	1,705 円
14 Km まで	1,100	円	1,865 円
15 Km まで	1,100	円	1,985 円
16 Km まで	1,200	円	2,105 円
17 Km まで	1,200	円	2,225 円

申請登録の基準及び申請団体の概要

平成 2 1 年 1 2 月
石狩市企画経済部

申請登録の基準及び申請団体の概要 (No 1)

	項 目	法 令 基 準	申請団体の概要		確認資料等	判 定	法令根拠
			申請等状況	詳 細 説 明			
1	運送の主体 (事業主体)	●事業主体として登録を受けることができる者 ○ <u>特定非営利活動法人(NPO法人)</u> ○市町村 ○公益法人 ○農業協同組合 ○消費生活協同組合 ○医療法人 ○社会福祉法人 ○商工会議所 ○商工会	特定非営利活動法人 あつたライフサポートの会	法人認証：平成21年9月 2日 設立登記：平成21年9月16日	●申請書関係		○道路運送法第78条第2号 ○道路運送法施行規則第48条
2	運送の区域	●過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域その他これに類する地域であること ●運送の発地又は着地のいずれかが石狩市内にあること	石狩市厚田区内に限定	[運送先] 利用者の居宅から 最寄のバス停留所 最寄の集会施設及び高齢者福祉施設	●資料3		○道路運送法施行規則第49条第2号 ○道路運送法施行規則第51条の4
3	使用車両	●事業主体が使用する自動車について使用権原を有すること 自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と事業主体との間で契約書又は使用承諾書を締結していること	ボランティア個人の持込み 自動車	車両使用の承諾を受けた 小型自動車等 16台	●申請書関係		○道路運送法施行規則第51条の3第6号 ○過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(通知)2の(3)の④
4	旅客の範囲 (対象者)	●運送の区域内の住民、その親族その他日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であらかじめ事業主体の団体で名簿登録している者及びその同伴者	あつたライフサポートの会員 として登録された厚田区民	会員として登録されたもの(36名)	●申請書関係 ●資料3		○道路運送法施行規則第49条第2号
5	運転者要件	●次のいずれかに掲げる要件を満たしていること ① 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者 ② <u>第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者</u> であって、 <u>国土交通大臣が認定する講習を修了している者</u>	①第一種運転免許を受けており、その効力が過去3年以内において停止されていない者 かつ ②国土交通大臣が認定する過疎地有償運送運転者講習を終了している者	① 運転記録で確認済み ②H22年1月23日、国の認定事業者による過疎地有償運送運転者講習会受講(17名)予定	●申請書関係		○道路運送法施行規則第51条の3第7号 ○道路運送法施行規則第51条の16
6	運行管理等	●運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない ※ 5両以上の車両の運行を管理する事務所の場合は、事務所毎に次の要件を備える <u>運行管理責任者を選任</u> しなければならない ① 運行管理者資格者証を有するもの ② 運行管理者試験の受験資格を有する者 ③ <u>安全運転管理者の要件を備える者</u>	・運行管理責任者選任	申請書類 様式第6号のとおり 運行管理責任者を厚田・望来・聚富と地区ごとに選任配置 ※各地区の管理責任者は、H22年1月14日開催の安全運転管理者講習を受講し要件を備える	●申請書関係		○道路運送法施行規則第51条の3第9号 ○道路運送法施行規則第51条の9第3号 ○道路運送法施行規則第51条の17
		●運行管理責任者の業務 ○要件を備えないものに自動車を運転させないこと ○死者又は重傷者が生じた事故を引き起こした運転者に適性診断を受けさせること ○運転者に対し原則対面により、 <u>疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない恐れの有無を確認し、必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録</u> し1年間保存すること ○運転者に対し乗務記録を作成させ、記録を1年間保存すること ○ <u>運転者台帳</u> を作成し、事務所に備え置くこと	・運行管理体制の整備	申請書類 様式第6号のとおり 安全運行確認表を活用し対面点呼にて確認 乗務記録(伝達メモ)、運転者台帳整備済 安全運行に関する独自の取り組みを展開	●申請書関係 ●資料5(P1～P4)		○道路運送法施行規則第51条の17 ○道路運送法施行規則第51条の18 ○道路運送法施行規則第51条の19 ○過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(通知)3の(3)

申請登録の基準及び申請団体の概要 (No 2)

	項 目	法 令 基 準	申請団体の概要		確認資料等	判 定	法令根拠
			申請等状況	詳 細 説 明			
6	運行管理等	●運転者証 (写真貼付) を作成し旅客に表示又は車内に掲示 ○作成番号及び作成年月日 ○運送者の名称 ○運転者の氏名 ○運転免許証の有効期限 ○運転者の要件に係る事項 (運転者講習受講等)	・運転者証の整備	H22年1月末までに整備完了予定	●資料5 (P5)		○道路運送法施行規則第51条の19
		●車両表示事項等 (車両の両側面) ○運送者の名称 ○「有償運送車両」の文字 ○登録番号 ○横書きで文字の大きさは5cm以上 ○過疎地有償運送の登録証の写しを車内に備え置くこと	・車両表示事項等ステッカーの整備	H22年1月中にマグネットステッカーを発注、22年2月末納品予定	●資料5 (P6)		○道路運送法施行規則第51条の23
		●旅客の名簿を事務所に備えて置くこと ○氏名 ○住所 ○その他必要な事項	・旅客の名簿の整備	整備済	●申請書関係		○道路運送法施行規則第51条の25
7	整備管理	●点検及び整備の適切な実施を確保するため、 整備管理の責任者の選任 その他 整備管理の体制の整備 を行わなければならない	・整備管理責任者選任 ・整備管理体制を整備	申請書類 様式第6号のとおり 安全運行確認表の項目に従い点検を実施	●申請書関係		○道路運送法施行規則第51条の3第10号 ○道路運送法施行規則第51条の9第4号 ○道路運送法施行規則第51条の20
8	事故の対応等	●事故が発生した場合の対応に係る 責任者の選任 その他 連絡体制の整備 を行わなければならない ●事故が発生した場合は、事故の記録を作成し2年間保存すること ●運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための 任意保険 (対人8,000万円以上、対物200万円以上) の加入 を講じなければならない	・事故対応責任者選任 ・任意保険加入	事故対応連絡体制マニュアルのとおり [保険加入条件] 対人8,000万円以上、対物200万円以上 人身又は搭乗者傷害 500万円以上	●申請書関係 ●資料5 (P7)		○道路運送法施行規則第51条の21 ○道路運送法施行規則第51条の22 ○損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
9	苦情処理体制	● 苦情処理の体制を整備 し、苦情の申出があった場合には苦情処理の内容等を記録し、その記録を整理して1年間保存しなければならない	・苦情処理責任者選任 ・苦情処理体制整備	申請書類 様式第6号のとおり 苦情処理簿にて対応	●申請書関係 ●資料5 (P8)		○道路運送法施行規則第51条の26
10	収受する対価	対価の基準は次のとおり ● 実費の範囲内であること ● 合理的な方法に定められて利用者にとって明確であること ● その地域におけるタクシー事業者の運賃等を勘案し、営利とは認められない範囲の対価 で、過疎地有償運送運営協議会において協議が調っていること ※対価の範囲は、①運送の対価 と ②運送の対価以外の対価 ①運送の対価 距離制、時間制、定額制から選択し、当該地域における タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内 であること ②運送の対価以外の対価 迎車回送料金と待機料金などがあるが、実費の範囲内で、その基準を明確とすること	規定・料金表のとおり	・算出基準は距離制で1キロ単位 ・料金の内訳は燃料代・人件費の実費 ・厚田地区タクシー料金の半額を上限 ・運送の対価以外の対価は徴収しない	●資料3		○道路運送法第79条の8 ○道路運送法施行規則第51条の15 ○自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて (通知)

確認書類（台帳・管理簿等）様式

平成 2 1 年 1 2 月
石狩市企画経済部

安全運行確認表

平成 年 月 日

	サポーター氏名	健康状態確認				安全確保のための指示	目視による確認					携行確認			確認時間	確認者	完了報告・確認		
		疾病	疲労	飲酒	その他理由		ライト	ウインカー	ブレーキランプ	足回り	ステッカー	免許証	伝達メモ	事故対応マニュアル			完了予定時刻	報告受時刻	報告確認者
1	No	有・無	有・無	有・無	有・無										:		:	:	
2	No	有・無	有・無	有・無	有・無										:		:	:	
3	No	有・無	有・無	有・無	有・無										:		:	:	
4	No	有・無	有・無	有・無	有・無										:		:	:	
5	No	有・無	有・無	有・無	有・無										:		:	:	
6	No	有・無	有・無	有・無	有・無										:		:	:	

乗務記録(伝達メモ)

依頼者 人 サポーター 人

依頼内容確認伝達メモ (団体用：)

タ イ ム ノ 間	サポーター (下段はサブ)	地区番号	地区	会員番号	依頼者	連絡先	サポート日	行 き (往 路)				連絡済チェック欄	
								お迎え時間	お迎え場所	送 り 先	目的地到着	依頼者	サポーター
日誌	サポート開始時刻		:		サポート終了時刻		:		運送キロ数	Km迄	料 金	円	全走行距離
伝 言 欄 :													

依頼者 人 サポーター 人

依頼内容確認伝達メモ (団体用：)

タ イ ム ノ 間	サポーター (下段はサブ)	地区番号	地区	会員番号	依頼者	連絡先	サポート日	帰 り (復 路)				連絡済チェック欄	
								お迎え時間	お迎え場所	送 り 先	目的地到着	依頼者	サポーター
日誌	サポート開始時刻		:		サポート終了時刻		:		運送キロ数	Km迄	料 金	円	全走行距離
伝 言 欄 :													

- ※1 サポート開始時刻・終了時刻・全走行距離はサポーターが記載すること。
 ※2 サポート開始・終了時刻は、それぞれサポーターが自宅を出た時刻、帰宅した時刻です。 ☆ あつたライフサポート事務局 ○○○-○○○○-○○○○
 ※3 サポート終了後は必ず完了報告を事務局まで行なうこと。

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

NPO あつたライフサポートの会

安全運行に関する取り組みについて

年3回（4月・8月・12月）安全運行に対する意識の高揚を図る目的から、外部講師を招き、安全運転・運行に関する講習会を開催する。

また、月1回開催される定例会においては、サポーター間の情報交換・伝達・確認を行いながら、運行に関する諸問題等の洗い出しを行い、常に安全に対する意識を啓発し、安全運行に対する日々の意識を高め、事故のない安全運行の継続と利用者に対するサービスの向上を目指す取り組みを展開する。

① 安全運行に関する講習会開催計画書の作成

開催時期	講 師	講 義 内 容
4月		
8月		
12月		

② 安全運行・サービス向上に伴う諸問題と改善策等協議記録書の作成

写真

作成番号	
作成年月日	平成 年 月 日

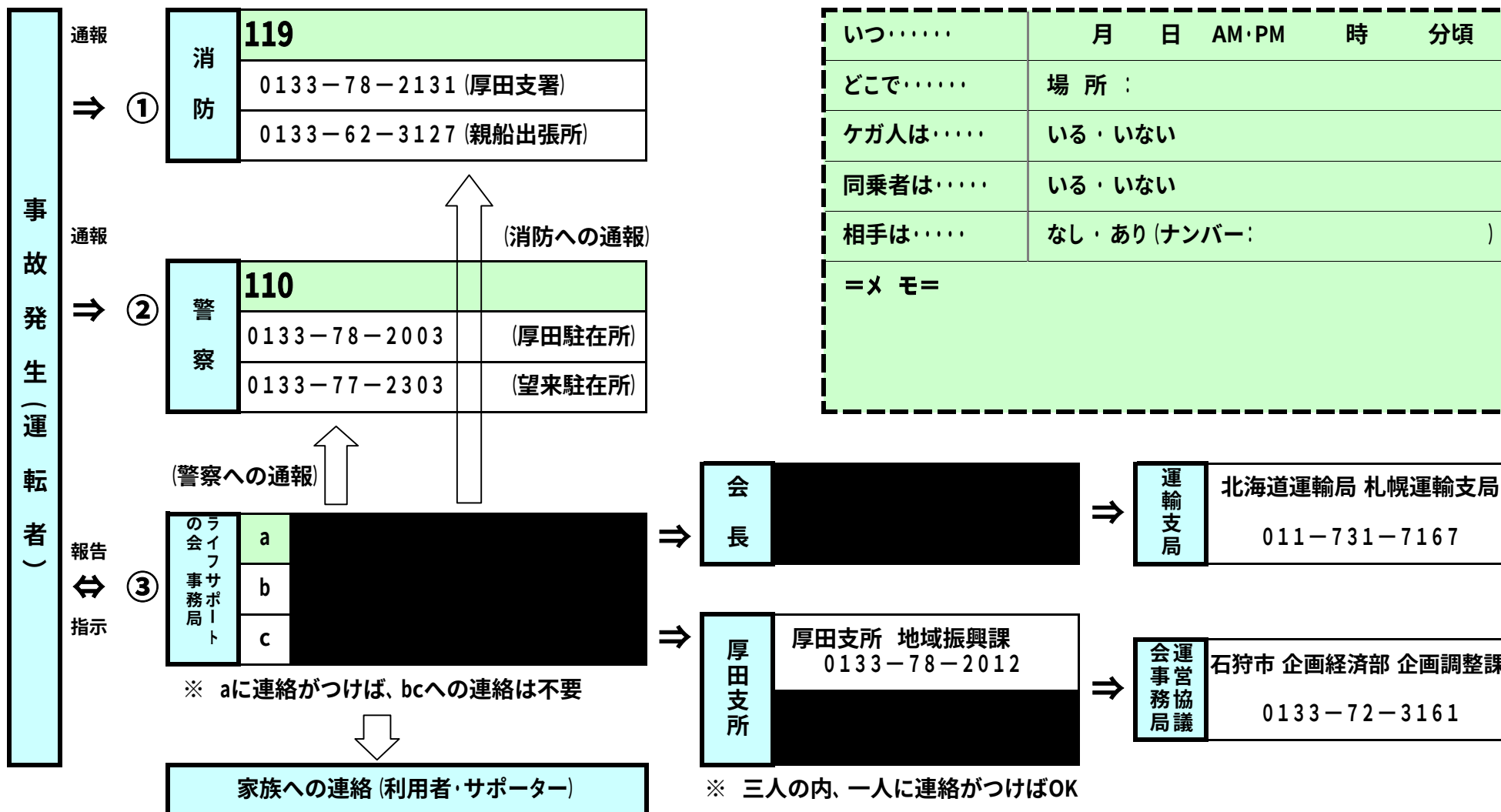
運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第16条第1項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

事故対応連絡体制マニュアル



苦 情 処 理 簿

事 務 所 名

受 付 者

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：